

第20回 鈴鹿市景観審議会 議案書

令和8年2月13日（金）
鈴鹿市都市計画課

目 次

○議 題

(1) 報告事項第1号 (P.1~P.4)

景観法に基づく届出・通知件数及び主な事例について

(2) 報告事項第2号 (P.5~P.7)

太陽光発電施設設置に関する取組について

(3) 報告事項第3号 (P.8~P.10)

景観行政におけるデジタル化及び情報発信の取組に
ついて

(1) 景観法に基づく届出・通知件数及び主な事例について

1 景観法に基づく届出・通知件数及び主な事例について

(1) 景観法に基づく届出・通知件数

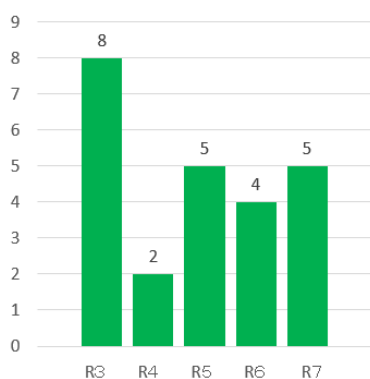
届出件数

建築物	5件（新築3件、増改築1件、色彩の変更1件）
工作物	13件（新設13件） 携帯電話基地局13件
木竹の伐採	5件（太陽光発電施設5件）
物件の堆積	1件（土砂1件）

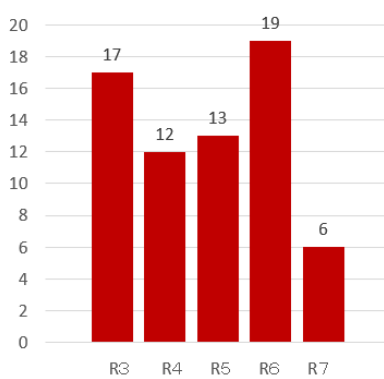
通知件数

建築物	1件（色彩の変更1件）
工作物	2件（新設2件） （橋梁1件、大型映像装置1件）
物件の堆積	1件（土砂1件）

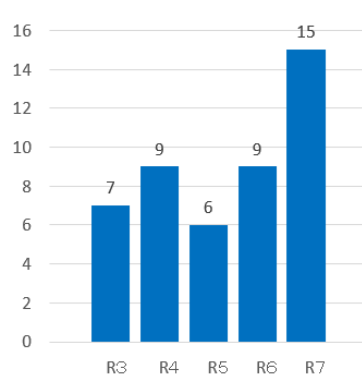
(2) 届出・通知件数の推移



木竹の伐採
土地の形質変更・開墾

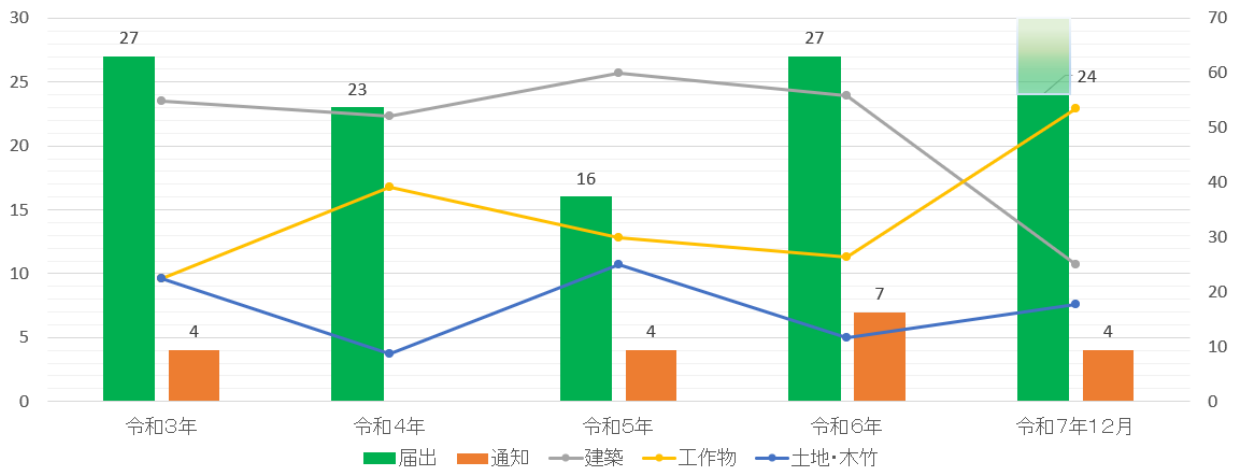


建築物
(新築・増築・色彩変更)



工作物(新築・増築)

(3) 届出・通知件数と行為の種類割合の推移



(4) 主な届出事例

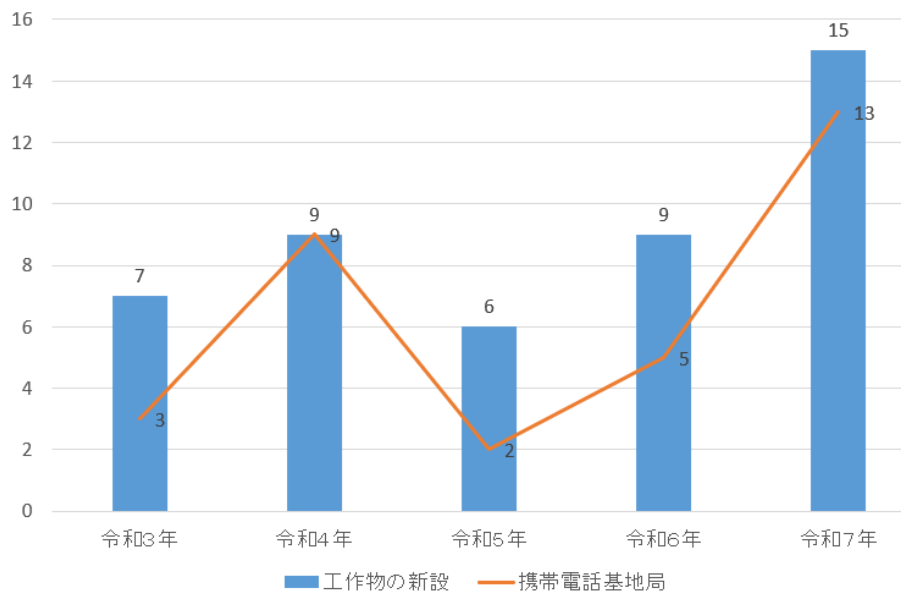
① 工作物の新設



写真：携帯電話無線基地局

- 携帯電話無線基地局は昨年 5 件でしたが、今年は既に 13 件届出がありました。
- 携帯電話基地局が増えた要因は、データ量増加に対応するためや、山間部や地方のあらゆる場所での通信環境を整えるためと考えられます。

工作物の新設、携帯電話基地局の推移（R3～R5）



② 建築物の新設



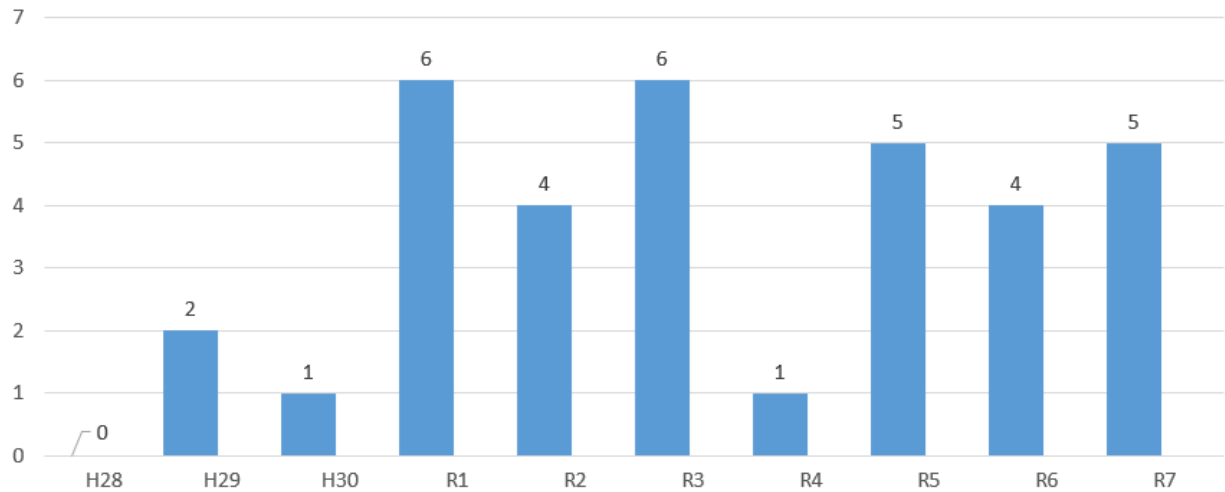
パース：特別養護老人ホーム

- ・ 周辺は田園風景が広がる市街化調整区域
- ・ 自然的景観を保全し、田園景観をできるだけ阻害しないよう指導
- ・ 2階建・分節・分棟し、規模の緩和
- ・ 緑化率 20%とし、周辺景観に配慮

(2) 太陽光発電施設設置に関する取組について

2 太陽光発電施設設置に関する取組について

(1) 太陽光発電施設設置の届出推移



期間: H28年～R7年12月末

(2) 設置事例



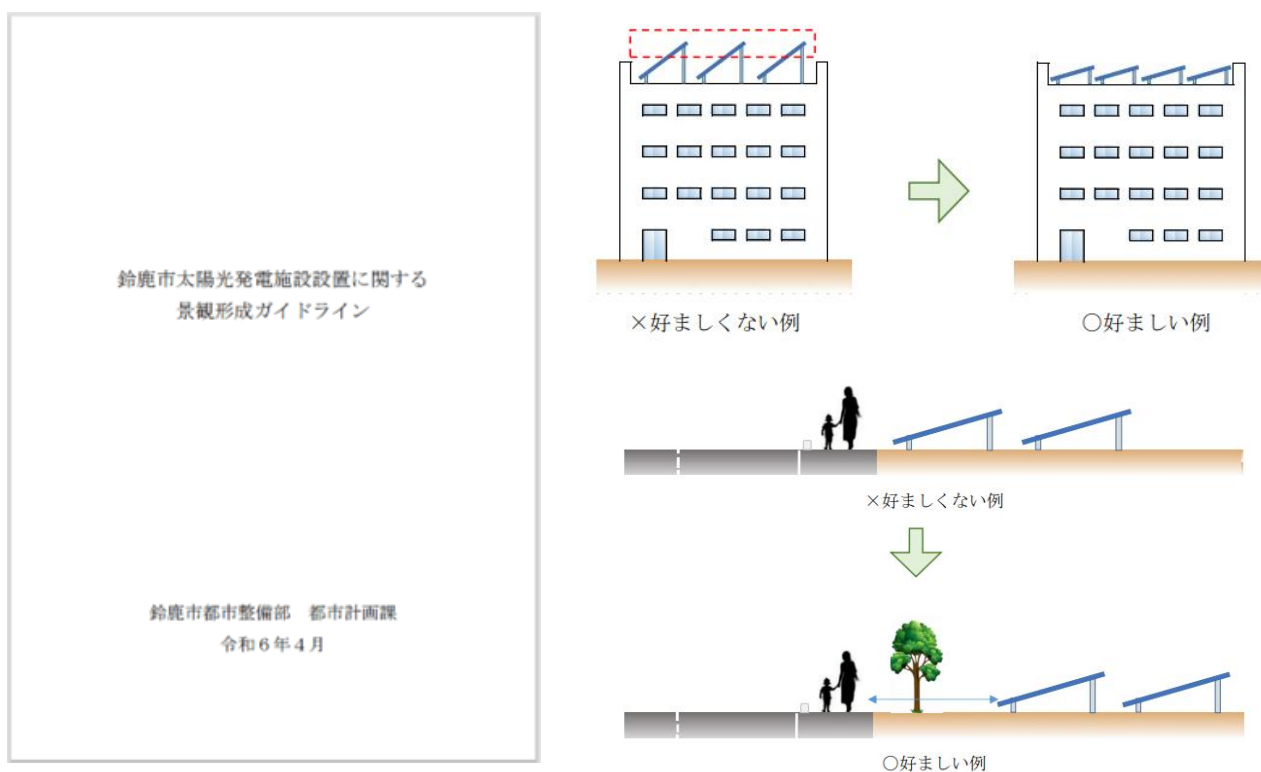
写真：太陽光発電施設

太陽光パネルの角度や設置高を抑えている

- ・極力地肌が見えないよう、種子の吹き付けし、約9割を緑化
- ・フェンスの色彩は茶色
- ・敷地境界線からできる限り後退

(3) 本市ガイドラインについて

- 本市では太陽光発電施設設置にあたり、周辺の景観や生活環境への配慮を図るため、鈴鹿市太陽光発電施設設置に関する景観形成ガイドラインを定めています。届出の対象者以外もガイドラインに沿って設置をするように促すもので、設置計画の段階から、景観への配慮を促すツールとして位置付けています。



(4) 国の動向について

- 国においては、引き続き再生可能エネルギー導入促進と併せ、太陽光発電施設の設置に伴う景観や生活環境への配慮の重要性が示されています。

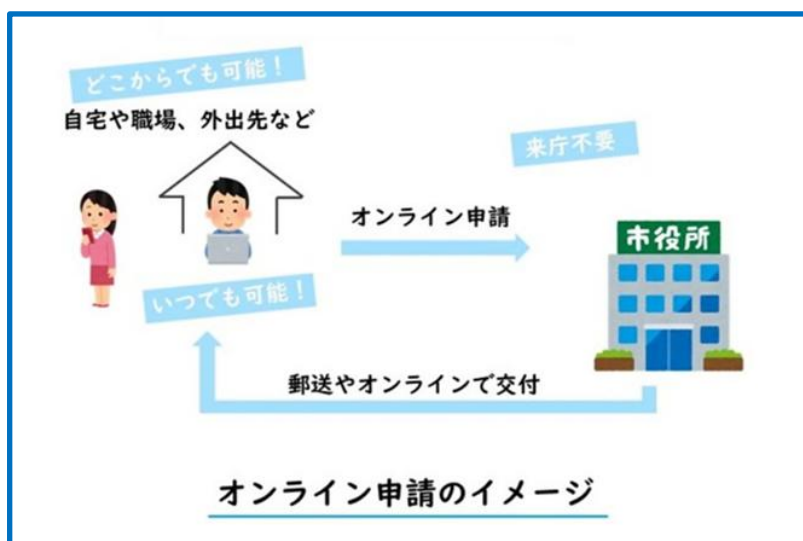
(5) 市内連携について

- 農業委員会事務局では、農地転用の際の注意事項について明記した、太陽光発電施設設置に関するガイドラインを作成しています。
- 環境政策課では、国や県のガイドラインを活用し、事業者が太陽光発電施設の適正導入に努めるよう求めています。

(3) 景観行政におけるデジタル化及び情報発信の取組について

3 景観行政におけるデジタル化及び情報発信の取組について

(1) オンライン申請について



①導入の背景

国においては、デジタルを前提とした行政運営への転換が進められており、行政手続についても、これまでの「窓口・紙中心」から「オンライン中心」への移行が全国的に進んでいます。本市においても、各分野でデジタル化を推進し、市民や事業者の利便性向上、行政運営の効率化を図るとともに、地域の様々な課題解決につなげていく方針を示しています。

こうした背景を踏まえ、景観法に基づく届出手続きについても、電子申請の導入を進めていきたいと考えています。

②対象手続き

事前相談の申出、行為の届出、変更届出など、景観法に基づく一連の届出手続きを対象とします。

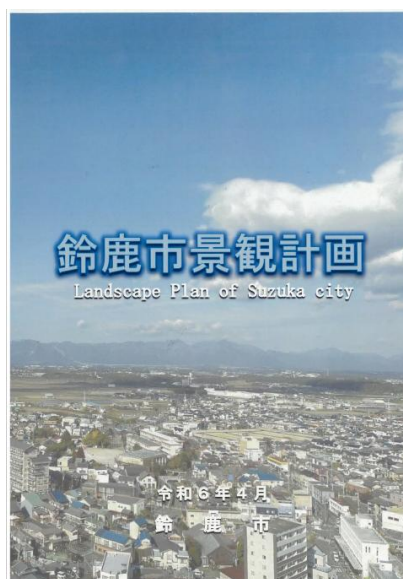
③申請方法

申請には、市で利用している電子申請システムを使用します。これにより、申請者は自宅や職場などから、時間や場所を問わず申請が可能となります。なお、オンライン申請の導入により、審査内容や判断基準が変更されるものではありません。

(2) インスタグラムを活用した情報発信



写真：インスタグラムより引用



①取組の目的

市民にとって身近で分かりやすい情報発信を行い、景観への意識の醸成を図り、本市の景観への関心や理解を高めることを目的としています。

②取組の内容

本市のウェブサイトにおいて景観に関する情報の提供を行っているほか、都市計画課公式インスタグラムを活用し、写真や文章による情報発信を行っています。

③期待される効果・今後の方向性

視覚的に分かりやすい情報発信を行うことで、景観を「自分ごと」として捉えるきっかけとし、市民一人ひとりの景観への意識向上につなげていきます。今後も、親しみやすく継続的な情報発信を行いながら、市民との共有を図り、観光行政の推進に取り組んでいきます。